

情報公開審査会の答申概要（答申第 26 号）

- 1 公開請求文書 ○○署、平成〇年〇月〇日(日)告示の〇〇市長選挙に関する前日〇月〇日（土）
〇〇 1 1 0 番通報（1 1 0 番指令〇〇）、〇〇事務所への酒提供事件に関する処分
等に関する資料一切
- 2 担当課（所） 警察本部刑事部捜査第二課
- 3 不服申立て等の経緯
- | | | | |
|---------------|----------|--------------|----|
| (1) H14. 4. 1 | 公開請求 | (4) H14.7.25 | 諮詢 |
| (2) H14. 5.16 | 存否応答拒否決定 | (5) H16.7.26 | 答申 |
| (3) H14. 7.12 | 審査請求 | | |
- 4 諒問に係る審査会の判断結果
公開請求文書について、存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
条例第 10 条 (公文書の 存否に 関する 情報)	<p>本件請求文書について、仮に、不存在と答えると、特定の個人が警察に 1 1 0 番通報を行ったことに関して、その後の捜査活動等がなされなかつたこととなり、逆に、本件請求文書が存在することを前提として公開、非公開を答えると、特定の個人が警察に 1 1 0 番通報を行つたこと及びその後の捜査活動等につながつたこととなる。</p> <p>(条例第 7 条第 2 号 (個人情報) 該当性について) 本件請求文書は、特定候補者への公職選挙法違反容疑に係る 1 1 0 番通報により、端緒となる情報や捜査活動等の内容の有無等が記録されているものであり、特定の個人が 1 1 0 番通報を行つたということは、特定の個人の行動に関する個人情報であり、更に、捜査の対象となつた者等の個人に関する情報も記録されている。</p> <p>(条例第 7 条第 4 号 (犯罪の予防、捜査等情報) 該当性について) 特定の個人が行つた 1 1 0 番通報を端緒として、その後捜査活動等がなされなかつたこと又は捜査活動につながつたことが明らかとなれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。</p> <p>また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、捜査対象者が証拠隠滅を図るなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である。</p>

- 5 審議経過 審査回数 6 回

(別 紙)
答申第26号

答 申 書

平成16年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年4月1日に「〇〇署、平成〇年〇月〇日（日）告示の〇〇市長選挙に関する前日〇月〇日（土）、〇〇110番通報（110番指令〇〇）、〇〇事務所への酒提供事件に関する処分等に関する資料一切」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

本件公開請求時には審査請求人から合計33件の公開請求があり、公開請求に係る公文書量が大量であるとともに、条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれていることから、実施機関は、これらの公開請求を一体のものとしてとらえ、条例第12条第3項の規定により、公開決定等の期限を平成14年9月30日までとする旨平成14年4月12日に審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、本件請求文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号及び第4号により非公開とすべき情報を公開することになるとして、平成14年5月16日付で公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は平成14年7月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 質問

石川県公安委員会は、平成14年7月25日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件請求文書の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

なお、実施機関の理由説明書に対する意見書は提出されず、また、意見の陳述を求めない旨、審査請求人から口頭で意思表示があった。

ア 国民の生命、財産を守るべき警察官は、信義誠実に關係法規を遵守し、不偏不党で公正に公務に従事することが義務付けられている。

イ 選挙に絡む犯罪等の警察の関与する構造的不祥事件に対しては、公開が抑止力にもなる。

ウ 公文書公開は、警察刷新するための手段であり、非公開では警察刷新は不可能であり、社会正義に反する犯罪隠しが増大することは、全国の状況からも明白である。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書の内容について

仮に110番通報があった場合、受理した実施機関の通信指令室では「急訴事件受理簿」が作成され、通報内容が記録されることとなる。また、指令を受けた警察署では、同様の「急訴事件受理簿」が作成され、以後所要の捜査が行われた場合、警察事務に応じて必要な文書が作成されることとなる。

したがって、本件請求文書には、通報者の氏名等や、関係者の個人情報又は内偵捜査の状況等が記載されていることとなる。

2 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

特定候補者の公職選挙法違反容疑事案に係る110番通報及び内偵捜査の有無等に関する情報は、特定の個人が識別され得るとともに、当該個人の名誉や信用に直接かかわる情報であることから、同号本文の非公開情報に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない。

3 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性について

特定の事件に関する端緒となる情報や内偵捜査の状況、捜査方針、捜査の経過、捜査結果等に関する情報は、これを公開すると、警察における犯罪認知状況、捜査の進展状況等が判明し、捜査対象者が証拠隠滅を図る等、犯罪捜査に重大な支障を及ぼすおそれがあると認められる情報であり、同号に該当する。

4 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

本件公開請求のように110番通報に基づく特定事件の捜査結果等に係る公文書の公開請求が行われた場合、公文書が存在しているか否かを答えるだけで、特定事件の端緒となる情報の有無や当該事件に対する捜査が行われたか否かの事実が明らかとなり、条例第7

条第2号及び第4号の非公開情報を公開することとなる。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件請求文書は、特定の個人が110番通報したことを端緒として、〇〇警察署において実施した捜査活動等の状況及び対処の内容を記録した文書であり、実施機関の職員が作成し、管理していることとなる。

3 条例第10条の該当性について

条例第10条は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨を規定している。

本件請求文書について、仮に、不存在と答えると、特定の個人が警察に110番通報を行ったことに関して、その後の捜査活動等がなされなかつたこととなり、逆に、本件請求文書が存在することを前提として公開、非公開を答えると、特定の個人が警察に110番通報を行ったこと及びその後の捜査活動等につながつたこととなる。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、個人に関する情報の如何を問わず、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

本件請求文書は、特定候補者への公職選挙法違反容疑に係る110番通報により、端緒となる情報や捜査活動等の内容の有無等が記録されているものであり、特定の個人が110番通報を行ったということは、特定の個人の行動に関する個人情報であり、更に、捜査の対象となった者等の個人に関する情報も記録されていることから、同号本文に該当する。

なお、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑法の執行を中心とする情報のうち、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある

と実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

特定の個人が行った110番通報を端緒として、その後捜査活動等がなされなかつたこと又は捜査活動につながったことが明らかとなれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。

また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、捜査対象者が証拠隠滅を図るなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、同号に該当すると認められる。

(3) 本件対象文書について

以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第7条第2号及び第4号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第10条に該当すると認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が、審査請求書の中で主張しているその他の主張等については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
14. 7. 25	○ 諒問を受けた。 (諒問案件第50号)
14. 8. 29	○ 諒問庁(公安委員会)から理由説明書を受理した。
15. 12. 25 (第108回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 2. 26 (第109回審査会)	○ 実施機関(刑事部捜査第二課)から公文書の存否を明らかにしない理由を聴取した。
16. 3. 23 (第110回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 4. 30 (第111回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 6. 30 (第113回審査会)	○ 事案の審議を行った。
16. 7. 16 (第114回審査会)	○ 事案の審議を行った。